

はちのへ



のうぎょうだより

令和4年3月号 No.544

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。

また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。

○八戸市ホームページ

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



全国農業会議所会長賞表彰式及び農業後継者顕彰式

1月13日に市庁別館2階会議室において開催された、八戸市農業委員会1月総会の後、全国農業会議所会長賞表彰式が行われ、松橋剛志農業委員が表彰されました。当賞は、農業委員会法制定70周年記念事業として、一般社団法人全国農業会議所が30年以上委員として勤続されている方の功績を称え表彰するもので、令和3年11月の青森県農業委員会大会に合わせて表彰式が執り行われる予定でしたが、コロナ禍で同大会が中止となったことから、当委員会において表彰式を行いました。

その後、第40回八戸市農業後継者顕



表彰された松橋委員(前列中央)



顕彰された長根さん(前列中央)

彰式が行われ、野菜農家の長根高文さん(是川地区)に、籠田会長から顕彰状と記念品が贈られました。

当委員会では、農業後継者の育成を目的に、昭和57年に農業後継者顕彰要領を制定し、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰しており、長根さんは67人目の受彰者となります。

長根さんは、高校卒業後は一度農業とは別の仕事に就いたものの、父親が亡くなったことをきっかけに平成25年に就農しました。就農後は、母親や近隣のベテラン農家、JA、三八地域県民局農業普及振興室の方々から指導を受け、現在も日々農業技術の向上に努めています。

ます。

現在の経営内容は、主にながいも、長ねぎを栽培し、JAに出荷しているほか、地元の産直施設にも様々な野菜を出荷しています。栽培のこだわりは、1年ごとに緑肥で畑を休ませること、微生物の多様性を崩さないよう土壌消毒は行わないことなどです。

また、一昨年から、農業をテーマとしたネットラジオ番組「ラジオフタガヤ」の配信を始め、日本全国の農家との交流も生まれています。

今後は、メインの作物であるながいも、長ねぎの品質の安定化、作業の効率化、所得向上に努め、さらには農作物を通じて地域の方々との交流を深めていきたいと目標を述べるなど、農業へ取り組む姿勢は、地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として期待される農業後継者です。

籠田会長からの励ましに対して長根さんは、これからもラジオやSNSなどを通じて農業者と一般消費者の懸け橋となり、これまで諸先輩方が築き上げてきた地域農業をさらに発展させていくよう努力していきたい」と意気込みを語っていました。

オラほのだから



今月号では、下長地区でネギを中心に栽培している新規就農者の在家寛さん(47)を紹介します。

取材担当 下長地区 中村正記 委員 西野茂雄 委員 河原木一実 委員 田名部浩 委員

今回は、2年前にJAを退職して、両親の農業経営を手伝いながら農業を勉強中の在家さんにお話を伺いました。

◎就農のきっかけは？

子どもの頃からずっと、両親が稲作やネギの栽培など農業に一生懸命取り組んでいる姿を見ていました。

大学卒業後は東京方面でサラリーマン生活を経験し、その後はUターンしてJAに13年ほど勤めました。営農指導の仕事しながら、改めて父親の農作業や経営に対する姿を見て、父親が元気なうちに教えてもらいたいと考えようになり就農しました。

◎現在の経営内容は？

水稲150a、ネギ100aを中心に栽培しています。ネギの主な出荷先はJA及び地元市場で、10a当たりの収



ネギ苗を育てるハウスで

量4,000kg(800ケース)を目標に頑張っています。

◎就農して良かったこと、苦労していることは？

手間暇かけて栽培した作物がうまく収穫できた時は、良かったと思います。

トラクターをはじめ、農業機械の取り扱いがまだまだ未熟なので、経験を積むしかないと考えています。また、ネギの病害虫防除のタイミングが難しいと感じています。

◎普段考えていることは？

研修会・講習会、若い農業者との交流の場などに積極的に参加して、栽培技術や経営などの勉強をしたいと考えています。

◎仕事以外の楽しみは？

小学生の娘がアイスホッケーを習っていて、その成長が楽しみです。技術だけでなく、団体生活や友達との関わりで精神的な成長もして欲しいです。

◎今後の抱負は？

栽培技術や経営などは父親から勉強している最中ですが、将来的には自分なりのやり方を見つけていきたいです。第一歩として、現在ニンニクを少し作付けしていますが、この先作付面積を増やしていきたいです。

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日

購読料 月額 700円

(送料、税込み)

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



農家座談会は全日程開催中止となりました

11月号及び新年号でお知らせしておりました農家座談会は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、1月20日から2月2日までの全日程が急遽開催中止となりました。

2年続けての開催中止となってしまいましたが、農業・農地に関するご相談等がありましたら、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までお問合せください。

問 農業委員会 ☎ 43-9164



— 農業者年金制度が改正されます —



令和 4 年 4 月 1 日から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

※昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた方が対象

○ 農業者老齢年金

65 歳以上 75 歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。裁定請求をせずに 75 歳に達した場合は、75 歳からの受給となります。

○ 特例付加年金

受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができますようになります。なお、農業者老齢年金と異なり、受給開始年齢の上限はありません。

令和 4 年 5 月 1 日から

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます

農業者年金に加入できる年齢が、「20 歳以上 60 歳未満」から「20 歳以上 65 歳未満」に上限が引き上げられます。ただし、国民年金の任意加入者（※）であって、農業に年間 60 日以上従事している方に限ります。

※任意加入者とは、国民年金の保険料納付済期間が 480 月（40 年）に満たない 60 歳以上 65 歳未満の方で、年金額の充実を目的として国民年金に任意で加入している方をいいます。

はちのへのうぎようだよりの
配付について
既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とされる組合員様がおられましたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。
問 農業委員会 ☎ 43-9164

農地の贈与税・相続税の
納税猶予の適用を受けている方へ
納税猶予の適用を受けている農地については、売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄や農業経営を廃止した場合などに納税猶予が打ち切りとなる場合があります。その場合は、それまで納税が猶予されていた税額に利子税が加わり、多額の税金を支払わなければならぬ可能性がありますので、そうならないように農地の適正な管理をお願いします。
また、贈与税の納税猶予適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。
問 農業委員会 ☎ 43-9164

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制について

【発熱等の症状がある方の受診方法】

★かかりつけ医がいる方

- ・まずは、かかりつけ医等に電話相談
- ・かかりつけ医等、相談先の医療機関が、対応可能な場合：指定された時間に受診
- ・対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

★かかりつけ医がない方

青森県新型コロナウイルス感染症
コールセンター

☎0120-123-801

（フリーダイヤル、24 時間受付（土日・祝日含む））

★新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方

受診・相談センター（八戸市保健所） ☎0178-38-0729



農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎43-9448

全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	妙	丹内	15-1	畑	749	応相談
②	妙	丹内	15-32	畑	1,667	応相談
③	妙	丹内	15-33	畑	1,887	応相談
④	尻内町	新上平	109	畑 (農用地)	2,992	応相談

■農地を買います

	所在地		地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字			
①	櫛引	志賀良木	畑	1,000~3,000	10a 当たり 30万円
②	松館	籠田前	田	1,000~10,000	応相談
		細越前			

新型コロナウイルス感染症の第5波が落ち着き、いろいろな行事開催に向けて準備を進めていた矢先に、第6波が急速に拡大し、農業委員会でも予定していた行事は中止せざるを得なくなりました。残念です。

個人的にも、第6波が到来する前は、少しまとまった休みを取って、遠出しようかな？なんて考えていましたが、そんな考えも一瞬で打ち消されてしまいました。残念です。

もう少しで新年度を迎えます。コロナウイルスとは無縁の、新しい春を迎えられることを願います。

のこぎょうだより担当 古館

編集後記



農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※令和3・4年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
3月	3/11-3/18	4/18	5/10
4月	4/11-4/20	5/19	6/6
5月	5/11-5/20	6/16	6/29

※他法令との調整により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/7	3/15	3/22	3/31
4月	4/5	4/15	4/20	4/28
5月	5/6	5/13	5/20	5/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。